

広島県水道広域連合企業団管理規程第 20 号

広島県水道広域連合企業団決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 8 年 3 月 26 日

広島県水道広域連合企業団企業長 横 田 美 香

広島県水道広域連合企業団決裁規程の一部を改正する規程

(広島県水道広域連合企業団決裁規程の一部改正)

第 1 条 広島県水道広域連合企業団決裁規程（令和 4 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;"><u>(副企業長の専決事項)</u></p> <p><u>第 7 条 副企業長は、企業長の権限に属する事務のうち、次に掲げるものについて、専決することができる。</u></p> <p><u>(1) 課長（課長相当職を含む。）以上の職員の任免</u></p> <p><u>(2) 事務局長の服務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(事務局長の専決事項)</u></p> <p><u>第 7 条の 2 事務局長は、前条及び次に掲げるものを除き、企業長の権限に属する事務について、専決することができる。</u></p> <p><u>(1)－(10) (略)</u></p> <p><u>(11) 職員の分限（休職を除く。）及び懲戒</u></p>	<p style="text-align: center;">(事務局長の専決事項)</p> <p>第 7 条 事務局長は、次に掲げるものを除き、企業長の権限に属する事務について、専決することができる。</p> <p>(1)－(10) (略)</p> <p><u>(11) 課長（課長相当職を含む。）以上の職員の任免</u></p> <p><u>(12) 職員の分限（休職を除く。）及び懲戒</u></p>

第 2 条 広島県水道広域連合企業団決裁規程（令和 4 年広島県水道広域連合企業団管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 から別表第 3 を次のように改める。

別表第 1（第 8 条関係）

経営部長の専決事項
<p>(1) 法令に基づく聴聞、弁明の機会が付与及び意見の聴取</p> <p>(2) 広島県水道広域連合企業団情報公開条例（令和 5 年広島県水道広域連合企業団条例第 6 号）第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定による行政文書の開示決定等又は同条例第 5 条の規定による開示請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 82 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第 93 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による保有個人情報の訂正決定等、同法第 101 条第 1 項若しくは第 2 項の規定による保有個人情報の利用停止決定等又は同法第 76 条第 1 項の規定による保有個人情報の開示の請求、同法第 90 条第 1 項の規定による保有個人情報の訂正の請求若しくは同法第 98 条第 1 項の規定による保有個人情報の利用停止の請求に係る不作為に係る審査請求に対する処分</p> <p>(4) 審議会等の運営</p> <p>(5) 訴訟代理人の選任並びに指定代理人の指定及びその解除の指定</p>

- (6) 各種行事の後援名義の使用及び共催の承認
- (7) 1件3億円未満の工事の執行
- (8) 土地の取得費が3億円未満である事業に係る土地の取得について、標準地の単位価格の決定
- (9) 予定価格7,000万円未満の公有財産、物品及び債権並びに基金（以下「財産」という。）の取得及び処分
- (10) 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が700万円未満の財産（物品を除く。）の賃貸借及び使用許可（5,000平方メートル未満のものに限る。）
- (11) 寄附受納（物品を除く。）の諾否の決定
- (12) 1件3億円未満の損失補償
- (13) 使用料、手数料及び負担金の減免
- (14) 課長（課長相当職を含む。次号において同じ。）の職務専念義務の免除及び休暇の承認
- (15) 課長の旅行の命令及び報告の受理
- (16) 地方機関の長の1週間を超える休暇の承認
- (17) 地方機関の長の1週間を超える県外旅行の命令及び報告の受理
- (18) 職員の自己啓発等休業の承認及び取消し
- (19) 職員の配偶者同行休業の承認及び取消し
- (20) 職員の育児休業及び育児短時間勤務の承認及び取消し
- (21) 非常勤の職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）の任免
- (22) 1件7,000万円未満の支出予算の執行（第7号、第8号、第9号、第10号及び第12号に掲げる事項を除く。）
- (23) 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの

別表第2（第8条関係）

課長及びセンター長の専決事項
<p>1 課長及びセンター長の専決事項</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法令に基づく各種届出及び報告の受理 (2) 法令に基づく検査、調査、指示、勧告及び報告の聴取 (3) 法令に基づく各種の検査、監督又は監視を行う職員の指名及び身分証票の交付 (4) 広島県水道広域連合企業団情報公開条例第7条第1項及び第2項の規定による行政文書の開示決定等 (5) 個人情報の保護に関する法律第82条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の開示決定等、同法第93条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の訂正決定等及び同法第101条第1項又は第2項の規定による保有個人情報の利用停止決定等 (6) 講習会、講演会、打合せ会等の開催 (7) 事実の証明及び謄本、抄本等の交付 (8) 告示、公告その他の公示 (9) 所掌事務に関する調査の実施、資料の収集等 (10) 申請、報告、催告、通知、照会、回答、届出等 (11) 1件2億円未満の工事の執行 (12) 国庫補助金、交付金等に係る申請書、請求書、成績書、決算書等の提出 (13) 予定価格2,000万円未満の財産の取得及び処分 (14) 予定価格2,000万円未満の物品及び占有動産の管理 (15) 土地の取得費が2億円未満である事業に係る土地の取得について、標準地の単位価格の決定 (16) 予定賃貸料又は使用料の年額又は総額が300万円未満の財産（物品を除く。）の賃貸借及び使用許可 (17) 財産（物品を除く。）の賃貸借及び使用許可の更新 (18) 1件100万円未満の寄附受納（物品を除く。）の諾否の決定 (19) 1件2億円未満の損失補償 (20) 財産等に関する登記又は登録の申請及び嘱託 (21) 公有財産の所属換え、会計換え、分類換え及び分掌変更 (22) 収入金の徴収 (23) 収支の原因となる行為について決裁を経たものの収入の通知及び支出命令

- (24) 職員の事務分担の決定
- (25) 職員の職務専念義務の免除、休暇の承認及び労働基準法（昭和22年法律第49号）第39条第7項の規定による年次有給休暇の時季指定
- (26) 職員の旅行の命令及び報告の受理
- (27) 職員の休憩時間の短縮
- (28) 職員の時間外勤務、休日勤務及び夜間勤務の命令
- (29) 職員の週休日の振替え、時間外勤務代休時間の指定及び休日の代休日の指定
- (30) 育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割振り
- (31) 育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職の週休日の決定
- (32) 育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務の承認
- (33) 育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限
- (34) 職員の部分休業の承認及び取消し
- (35) 1件3,000万円未満の支出予算の執行（第11号、第13号、第16号及び第19号に掲げる事項を除く。）
- (36) 前各号に掲げる事項のほか、事務の内容が前各号に類すると認められるもの

2 総務課長の専決事項

- (1) 文書分類表の管理
- (2) 公印の新調及び改刻の承認
- (3) 法規集の編集
- (4) 職員の扶養親族の認定
- (5) 職員の手当等に係る認定、確認及び決定
- (6) 職員の児童手当及び子ども手当に係る受給資格及び額の認定
- (7) 職員の営利企業等の従事許可
- (8) 職員の職員団体の業務への専従許可
- (9) 職員の介護支援部分休暇の承認及び取消し
- (10) 職員の出生支援休暇の承認及び取消し
- (11) 職員の高齢者部分休業の承認及び取消し
- (12) 役付職員を除く職員の昇給
- (13) 地方税法（昭和25年法律第226号）第317条の6の規定による給与支払報告書等の提出
- (14) 所得税法（昭和40年法律第33号）第226条の規定による源泉徴収票の提出
- (15) 職員の身分、給与及び通勤の証明
- (16) 退職票及び失業者退職手当受給資格証の交付
- (17) 職員の履歴に関する証明

3 企画課長の専決事項

- (1) 予算の流用
- (2) 収入予算の執行（借入金の借入の実施を除く。）

4 会計課長の専決事項

- (1) 地方機関の令達予算の範囲内における支出の原因となる行為について決裁を経たもののうち、本部において締結する物品及び委託役務業務に係る契約
- (2) 地方機関の令達予算の範囲内における支出の原因となる行為について決裁を経たもののうち、本部において締結する建設工事及び測量・コンサルタント等業務に係る契約
- (3) 広島県水道広域連合企業団公有財産等管理規程第54条第2項、第58条第3項及び第63条第2項の規定による企業長の承認

5 業務課長の専決事項

- (1) 広島県水道広域連合企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の供給に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第21号）第7条第1項の規定に基づき企業長が行う指定給水装置工事事業者の指定
- (2) 広島県水道広域連合企業団水道料金等の徴収又は収納事務の委託に関する規程（令和5年広島県水道広域連合企業団管理規程第58号）第4条第1項又は同規程第5条第1項の規定に基づき企業長が行う指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定

別表第3（第8条関係）

グループリーダーの専決事項

- (1) 軽易な届出及び報告の受理
- (2) 軽易又は定例的な講習会、講演会、打合せ会等の開催
- (3) 軽易又は定例的な事実の証明及び謄本、抄本等の交付
- (4) 所掌事務に関する軽易又は定例的な調査の実施、資料の収集等
- (5) 軽易な申請、報告、催告、通知、照会、回答、届出等
- (6) 1件50万円未満の収支の原因となる行為に関すること
- (7) 収支の原因となる行為について決裁を経たもののうち、1件50万円未満の収入の通知及び支出命令
- (8) 1件50万円未満の支出に関する検査職員の指定
- (9) 予定価格50万円未満の物品及び占有動産の管理
- (10) 予定価格50万円未満の物品の取得及び処分
- (11) 各種台帳等の調整及び縦覧並びに閲覧の許可等
- (12) 所掌事務に関する付随的事項で軽易なもの処理

附 則

この規程は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。